

仕 様 書

1 業務内容

財務省共済組合大阪国税局支部組合員の福利厚生を目的とした自動販売機の設置及び管理（以下「業務」という。）

2 履行場所

大阪国税局業務センター室阪神分室第4棟（兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号）の庁舎敷地のうち、財務省共済組合大阪国税局支部長（以下「当支部」という。）が指定する場所。

3 業務仕様

(1) 設置場所及び設置台数

設置場所及び設置台数は「自動販売機設置区分一覧表等」（契約書別紙様式1号）のとおり。

なお、自動販売機を設置する際は、庁舎等の管理者の指示に従う。

(2) 設置機種

イ 自動販売機の大きさは、「自動販売機設置区分一覧表等」（契約書別紙様式1号）の設置スペース内に設置できるものとし、原則として重量約600kg以下とする。

なお、予定使用面積には、空容器回収箱の面積及び転倒防止板の設置面積を含む。

ロ 機種は、消費電力10アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とする。

ハ 年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置する。

ニ 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できる機種とする。

ホ 電子マネー決済端末など、自動販売機の利便性が向上する機器を設置する。

ヘ 上記の条件及び設置者の提案に基づき、当支部が決定する。

なお、設置者は、設置する全ての自動販売機について、転倒防止処置を行う。

(3) 商品構成

イ 設置者は利用者の需要が高い商品を提供するよう心掛けるとともに、要望には誠意を持って対応する。

また、季節の変化に応じ、適時、商品を提供するよう心掛ける。

ロ 設置者は常に賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努める。

ハ 自動販売機で販売する商品は、缶、瓶、ペットボトル及び紙パックなど、密封式の容器とし、酒類（アルコール0%のテイスト飲料を含む。）の販売は認めない。

ニ 商品は、豊富なラインナップとすることとし、特に近接する場所に複数の自動販売機を設置する場合は、同じラインナップにならないように留意する。

(4) 販売価格

イ 販売価格は標準販売価格以下とし、契約当初の価格は、別紙「価格表」のとおりとする。

ロ 設置者は、あらかじめ取扱商品及びその販売価格の一覧を当支部に提出し、当支部の許可なく販売価格を改定してはならない。

(5) 自動販売機の変更等

設置者は、自動販売機の機種、設置台数及び設置場所を変更する時は、あらかじめ文書をもって当支部の承認を得る。

(6) 商品仕入等

商品仕入れその他業務に係る商品取引は、一切設置者の責任において行う。

(7) 経費負担

イ 建物使用料

建物使用料は、無償とする。

ロ 諸費用の負担

(イ) 自動販売機及び転倒防止板の設置及び移設にかかる費用は、設置者が全額負担する。

(ロ) 業務に要する光熱水料は設置者の負担とし、当支部が通知する支払通知に基づき、設置者は通知を受けた金額を指定された期日までに指定の口座に支払う。

また、当該支払に係る振込手数料については、設置者の負担とする。

なお、当該支払に係るその他の詳細事項については、設置確定後、連絡する。

おって、設置者の責により光熱水料の支払期限等を超え、当支部に対し遅延利息等の損害を与えた場合は設置者の全額負担とする。

(ハ) 業務に要する備品及び消耗品等に係る費用その他一切の費用は、設置者の負担とする。

(8) 電気等子メーターの設置

電気料金等の算定に必要な子メーターの設置費用は、設置者が負担する。

(9) 業務管理

イ 設置者は善良な管理者の注意をもって自動販売機を管理する。

ロ 設置者は故障等の連絡を受けた場合は、早急に対応する。

ハ 設置した自動販売機に発生した損害等についての責任は、明らかに当支部に責任があるものを除き設置者が負うものとする。

ニ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の設置者の連絡先を自動販売機に明記する。

(10) 報告義務

設置者は以下の項目について、当支部に対しそれぞれの期限までに報告する。

イ 「収支計算書」(契約書別紙様式第2号)及び「売上月計表」(契約書別紙様式3号)の提出期限は、翌月の末日までとする。

ロ 事業年度に係る損益計算書(任意様式)の提出期限は、履行期間終了後2か月以内とする。

ハ 設置施設において異常事態及び衛生上の問題が発生した時は、即時とする。

(11) 空容器の回収

自動販売機横に空容器回収箱を設置し、空容器を回収する。

また、空容器回収箱に他社の空容器及びごみがあった場合にも併せて回収する。

なお、回収は、空容器回収箱があふれる前に行うこととし、空容器回収箱が満杯である等の連絡を受けた場合は、早急に対処する。

4 当支部と設置者の協議

本仕様書に記載していない事項が生じた場合には、当支部と設置者は協議を行うこととする。

価格表

【業務センター室阪神分室第4棟】

NO.	商品名	容量	価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			